

○国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程
(平成 26 年 11 月 1 日 教規程第 51 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成 9 年法律第 82 号)
(以下「任期法」という。)及び国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以
下「就業規則」という。)第 5 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人東京
農工大学(以下「本学」という。)におけるキャリアチャレンジ教授の任期に
ついて定めるものとする。

(キャリアチャレンジ制度)

第 2 条 本学キャリアチャレンジ制度については、学長が別に要項を定める。

(任期等)

第 3 条 キャリアチャレンジ教授の任期等については、別表のとおりとする。

2 任期の定めのない常時勤務を要する教授(以下「教授」という。)の身分を
付与するための審査(以下「教授資格再審査」という。)について必要な事
項は、前条に規定する要項に定める。

(採用される者の同意)

第 4 条 キャリアチャレンジ教授に採用する場合には、別紙様式により、採用
される者の同意を得なければならない。

(身分)

第 5 条 第 3 条第 2 項に規定する教授資格再審査の結果、教授の身分を付与し
ないこととなり、キャリアチャレンジ教授としての任期が終了したときは、
退職とし、職員としての身分を失う。

2 前項の規定にかかわらず、就業規則の適用を受ける任期の定めのない職から
引き続きキャリアチャレンジ教授となった者が、教授の身分を付与されない
こととなったときは、キャリアチャレンジ教授となった日の前日に就いてい
た職に引き続き任用されるものとする。

(規程の作成及び改正)

第 6 条 この規程は、教育研究評議会の議を経て定め、又は改正するものとす
る。

(規程の公表)

第 7 条 この規程を定め、又は改正したときは、本学のホームページ等により、
広く周知を図るものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

任期	再任に関する事項	根拠規程
5年	再任不可	任期法第4条第1項第1号

別紙様式

同意書

別紙様式

同 意 書

年 月 日

国立大学法人東京農工大学長 殿

氏名（自署） 印

私は、国立大学法人東京農工大学グローバルイノベーション研究機構教授に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項及び国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程第3条の規定に基づき、下記の任期により雇用されることに同意します。

記

年 月 日 から 年 月 日まで